

愛知県建設工事請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局の入札・指名審査会（以下「審査会」という。）における一般競争入札又は指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定等に関する取扱いを定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量、設計、調査等委託業務（以下「委託業務」という。）
- (3) 工事中資材の購入

(建設工事の等級区分)

第3条 一般競争入札に付す一般土木工事、舗装工事、一般建築工事、電気設備工事及び管工事は、それぞれ別記第1から別記第4までのとおり等級区分する。ただし、電気設備工事及び管工事は、建築工事に関するものに限るものとする。

2 指名競争入札に付す一般土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、造園・植栽工事、一般建築工事、電気設備工事及び管工事は、それぞれ別表第1から別表第7までのとおり等級区分する。ただし、電気設備工事及び管工事は、建築工事に関するものに限るものとする。

(選定基準)

第4条 建設工事及び委託業務について業者を選定しようとするときは、それぞれ別表第8及び第9に定める発注工事の種類及び委託業務の業種区分に対応する業者でなければならない。

2 前条に規定する各工事については、別記第1から別記第4及び別表第1から別表第7までのそれぞれの工事等級に対応する業者の中から選定するものとする。

ただし、前条第2項に規定する各工事については、必要がある場合は、当該発注工事等級の1級上位若しくは1級下位の等級の業者の中から選定することができる。

3 前項に規定する各工事以外の工事の業者については、総合数値を勘案して選定するものとする。

4 委託業務については、別表第10によって得られた数値を勘案して選定するものとする。

5 建設局、都市・交通局又は建築局が発注した建設工事に関して、建設工事成績評定要領に定める工事成績の過去2ヵ年度の平均値が60点未満となる業種がある場合、その業種に係る入札において、別表第11に定める期間が経過するまで指名しないものとする。

6 前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意して適正に業者を選定しなければならない。

- (1) 工事（業務）施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 履行中の契約件数及び契約高
- (4) 契約の履行実績（工事・業務成績及び技術力）
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等の関係する情報

（選定基準の特例）

第5条 建設工事が次の各号の一に該当するときは、前条第2項ただし書きの規定によるもののほか、当該発注工事等級の2等級以上上位の等級の業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特異な工事のとき。

（資本関係又は人的関係がある業者の選定）

第6条 発注工事の実施設計業務受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係があると認められる業者を原則として選定しないものとする。

2 資本関係又は人的関係があると認められる業者については、原則として同一入札において同時に選定しないものとする。

（選定の内申）

第7条 業者の指名選定は、建設局、都市・交通局又は建築局各課室長及びかいの長（流域下水道事業にあつては建設事務所長）の内申に基づいて行うものとする。

（随意契約者の選定）

第8条 随意契約の見積者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

（指名停止）

第9条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は審査会で決定するものとする。

2 前項の場合において、不誠実な行為等を知ったときは、審査会で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(入札者等決定に関する事務取扱)

第10条 選定調書は、次の区分により作成するものとする。

- (1) 本庁契約工事、本庁施行工事及び建設工事施行に関する事務取扱要領第10条第4項ただし書に掲げるもの(以下「特別指名工事」という。)のうち競争入札に係るものにあつては、本庁施行、本庁契約、特別指名入札者選定調書(様式第1-1)
- (2) 所長委任工事のうち競争入札に係るものにあつては、所長委任工事入札者等選定調書(様式第1-2)
- (3) 随意契約に係るものにあつては随意契約審査調書(様式第2)

2 特別指名工事については、所長が選定調書を作成し、建設局長又は都市・交通局長に提出するものとする。

建設局長又は都市・交通局長は、入札者等を審査し、結果を選定調書により所長に送付するものとする。

3 選定調書の受渡し及び保管については、その秘密が外部にもれないよう特に注意しなければならない。

(所長委任工事への適用)

第11条 所長委任工事についての業者の選定は、この要領により行うものとする。

(その他の発注案件への適用)

第12条 第2条に規定するもの以外の入札又は随意契約においても、選定調書等の様式はこの要領に定めるものを使用するものとする。

(その他)

第13条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は審査会で決定する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1

一般土木工事

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	1,500万円以上 3億円未満
C	6,000万円未満
D	1,800万円未満

注 作業船を使用する港湾工事を除く。

別記第3

一般建築工事

等級	発注基準
A	1億5,000万円以上
B	2,000万円以上 3億6,000万円未満
C	1億2,000万円未満
D	2,400万円未満

別表第1

一般土木工事

等級	発注基準
A	8,000万円以上
B	3,000万円以上 3億円未満
C	800万円以上 6,000万円未満
D	1,800万円未満

別表第3

鋼構造物工事

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	1,500万円以上 1億2,000万円未満
C	600万円以上 2,400万円未満
D	700万円未満

別表第5

造園・植栽工事

等級	発注基準
A	2,400万円以上
B	1,000万円以上 2,400万円未満
C	500万円以上 1,000万円未満
D	500万円未満

別表第7

電気設備工事及び管工事

等級	発注基準
A	8,400万円以上
B	3,000万円以上 8,400万円未満
C	1,200万円以上 3,000万円未満
D	1,200万円未満

注 建築工事に関するものに限る。

別記第2

舗装工事

等級	発注基準
A	2,000万円以上
B	7,200万円未満
C	—
D	—

別記第4

電気設備工事及び管工事

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	8,400万円未満
C	3,000万円未満
D	—

注 建築工事に関するものに限る。

別表第2

舗装工事

等級	発注基準
A	2,500万円以上
B	800万円以上 4,800万円未満
C	500万円以上 1,400万円未満
D	700万円未満

別表第4

しゅんせつ工事

等級	発注基準
A	1億2,000万円以上
B	2,400万円以上 1億2,000万円未満
C	800万円以上 2,400万円未満
D	800万円未満

別表第6

一般建築工事

等級	発注基準
A	3億6,000万円以上
B	1億2,000万円以上 3億6,000万円未満
C	2,400万円以上 1億2,000万円未満
D	2,400万円未満

別表第8

	発注工事の種類	左の工事種類に対応する業種
1	一般土木工事	土木工事業
2	プレストレストコンクリート（PC）工事	
3	舗装工事	舗装工事業
4	しゅんせつ工事（しゅんせつ船を必要とする場合）	しゅんせつ工事業
5	造園・植栽工事	造園工事業
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
7	とび、土工、法面処理、ボーリンググラウト、くい打、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
8	道路標識等設置工事	
9	道路区画線工事	塗装工事業
10	土木工作物塗装工事	
11	建築塗装工事	
12	下水処理設備工事	水道施設工事業
13	水道施設工事	
14	機械設備工事	機械器具設置工事業
15	電気設備工事	電気工事業
16	管工事	管工事業
17	空調工事	
18	電気通信工事	電気通信工事業
19	一般建築工事	建築工事業
20	内装仕上工事	内装仕上工事業
21	清掃施設工事	清掃施設工事業
22	防水工事	防水工事業
23	建具工事	建具工事業
24	消防施設工事	消防施設工事業
25	工作物解体工事	解体工事業

(注) 発注工事の種類については、上記のほか建設業法、昭和47年3月18日付け建設省計建発第46号の建設省計画局長通知によるものとする。

別表第9 委託業務内容

部門	業務区分	業 務 内 容
設 計	建築設計	建築一般
	設備設計	設備一般
測 量	一般測量	一般測量、地図の調製
	航空写真測量	航空測量
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川、砂防、 及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む）、砂防（地すべり防止を含む）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
	港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	道 路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
	上下水道及び 工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
	農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
	造 園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び 地方計画	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及び コンクリート	鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	建設環境	自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
地 質 調 査	地質調査	

補償 コンサル タント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価、不動産鑑定
	物件調査	物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連
	事業損失	事業損失

別表第10 委託業務に係る業者の総合点数算定方法

[数値算定式]

$$\text{数値 (300 点満点)} = 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

A=年間平均実績高の点数 (10~30 点)

希望する業種に係る直前2か年の年間平均実績高に応じ、下記表Aの点数表に掲げる点数

B=自己資本額の点数 (10~30 点)

次の式で得た自己資本額数値に応じ、下記表Bの点数表に掲げる点数

$$\text{自己資本額数値} = \text{自己資本額} \div \text{全体 (測量、設計、調査等委託業務) の年間平均実績高} \times 100$$

C=有資格者数の点数 (10~30 点)

希望する業種に係る別記の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値(合計数値)に応じ、下記表Cの点数表に掲げる点数

D=営業年数の点数 (10~30 点)

営業年数に応じ、下記表Dの点数表に掲げる点数

下記表A 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20 億円以上	3 0
10 億円以上 20 億円未満	2 5
5 億円以上 10 億円未満	2 0
1 億円以上 5 億円未満	1 5
1 億円未満	1 0

下記表B 自己資本額の点数表

自己資本額数値	点数
10 以上	3 0
5 以上 10 未満	2 0
5 未満	1 0

下記表C 有資格者数の点数表

合計数値	点数
1 1 0 ~	3 0
6 5 ~ 1 0 9	2 5
4 0 ~ 6 4	2 0
1 5 ~ 3 9	1 5
~ 1 4	1 0

下記表D 営業年数の点数表

営業年数	点数
35 年以上	3 0
25 年以上 35 年未満	2 5
15 年以上 25 年未満	2 0
5 年以上 15 年未満	1 5
5 年未満	1 0

別表第11

過去2ヵ年度の工事成績点の平均値	指名しない期間
60点未満 57点以上	1ヵ月
57点未満 54点以上	2ヵ月
54点未満 51点以上	3ヵ月
51点未満 48点以上	4ヵ月
48点未満 45点以上	5ヵ月
45点未満	6ヵ月

- (注) 1 平均値は小数点以下第1位を四捨五入して算出する。
- 2 土木工事業であっても清掃工事等、役務費的な工事は計算の対象外とする。
- 3 建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の実績には、平成31年3月31日以前の組織における旧建設部の発注工事を含む。
- 4 過去2ヵ年度に建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の実績がない場合は、この措置の対象外とする。また、過去2ヵ年度の内どちらかの年度に建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の実績がない場合は、単年度で判断し、この非指名措置は1回限りとする。なお、特定建設工事共同企業体の実績は、構成員の業者（出資比率20%以上）それぞれの実績とし、業者の実績には、特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上）としての実績を含む。
- 5 指名しないこととする業者業種及び期間は建設局入札・指名審査会において毎年6月末までに決定する。
- 6 建設総務課は5の決定後速やかに該当の業者に対して決定内容を通知するものとする。

別記

審査対象となる資格

部 門	業 種 区 分	X	Y
設 計	建 築 設 計	48. 1級建築士 98. 構造設計1級建築士 99. 設備設計1級建築士	49. 2級建築士 97. 建築設備士 100. 建築積算士（建築積算資格者）
	設 備 設 計	48. 1級建築士 97. 建築設備士 99. 設備設計1級建築士	49. 2級建築士 100. 建築積算士（建築積算資格者）
測 量	一 般 測 量	50. 測量士	51. 測量士補
	航 空 写 真 測 量		
建設 コンサルタント	河川, 砂防及び海岸・海洋	別添「建設コンサルタント関係資格(1)～(3)」のとおり	
	港 湾 及 び 空 港		
	道 路		
	上水道及び工業用水道		
	下 水 道		
	農 業 土 木		
	森 林 土 木		
	水 産 土 木		
	造 園		
	都市計画及び地方計画		
	土 質 及 び 基 礎		
	鋼構造及びコンクリート		
建 設 環 境			
地 質 調 査		1. 技術士建設部門又は総合技術監理部門（土質及び基礎）、21. 技術士応用理学部門又は総合技術監理部門（地質）	86. 地質調査技士
補償 コンサルタント	土 地 調 査	50. 測量士、87. 土地家屋調査士、88. 司法書士	51. 測量士補 94. 補償業務管理士
	土 地 評 価	89. 不動産鑑定士	90. 不動産鑑定士補、94. 補償業務管理士
	物 件 調 査	48. 1級建築士、11～15. 技術士機械部門又は総合技術監理部門、16. 技術士電気電子部門又は総合技術監理部門、91. 公認会計士、93. 税理士	49. 2級建築士、28. 技術士補（機械部門）、29. 技術士補（電気電子部門）、92. 会計士補、94. 補償業務管理士、95. 木造建築士、96. 中小企業診断士
	事 業 損 失	48. 1級建築士	49. 2級建築士、94. 補償業務管理士、95. 木造建築士

業務区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2を乗じ（ただし、建設コンサルタントについては別添「建設コンサルタント関係資格」に掲げる数値を乗じ）、その和に応じた点数を付与する。

※ 1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上することとなるが、次に掲げる資格（各資格の左側に付した番号で示す。）については、重複計上することができず、1級〇〇・2級〇〇（建築士については「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については上位のもののみ、技術士については、同一部門内（総合技術監理部門において当該部門内の科目を選択科目とするものを含む。）でいずれか1つを、また、RCCMについては希望する業種を考慮して選定することとなる。

(1と2、3と4、5と6、7と8、9と10、11～15、17と18、34～47、48と49と95、50と51、52～55、56と57、58と59、60と61、62～64、71と72、74～76、79①と79②、89と90、91と92、49と95と98、49と95と99)

建設コンサルタント関係資格（1）

資格名	業種												
	河川砂防及び 海岸・海洋	港湾及び 航空	道 路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都市計画及 び地方計画	土 質 及 び 基 礎	鋼構造及び コンクリート	建 設 環 境
技術士													
（建設部門）又は（総合技術監理部門）													
1. 土質及び基礎	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2. 土質及び基礎以外の有資格者	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（上下水道部門）又は（総合技術監理部門）													
3. 上水道及び工業用水道	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
4. 下水道	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（農業部門）又は（総合技術監理部門）													
5. 農業農村工学 ^{※1}	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6. 農村地域・資源計画 ^{※2}						3							3
（森林部門）又は（総合技術監理部門）													
7. 森林土木	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8. 林業・林産 ^{※3}							3						3
（水産部門）又は（総合技術監理部門）													
9. 水産土木	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10. 水産資源及び水域環境 ^{※4}								3					3
（機械部門）又は（総合技術監理部門）													
11. 流体機器 ^{※5}	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12. 機構ダイナミクス・制御 ^{※6}	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
13. 加工・生産システム・産業機械 ^{※7}	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（電気電子部門）又は（総合技術監理部門）													
16. 電気電子部門の有資格者	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（衛生工学部門）又は（総合技術監理部門）													
17. 水質管理	3	3		3	3	3		3					3
18. 廃棄物・資源循環 ^{※8}		3			3								3
（情報工学部門）又は（総合技術監理部門）													
20. 情報工学部門の有資格者	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（応用理学部門）又は（総合技術監理部門）													
21. 地質	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
（環境部門）又は（総合技術監理部門）													
22. 環境部門の有資格者	3	3	3			3	3	3	3	3			3

※1 旧：農業土木を含む
 ※2 旧：農村環境を含む

※3 旧：林業を
 含む

※5 旧：流体工学を含む
 ※6 旧：交通・物流機械及び建設機械を含む

※7 旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む
 ※8 旧：廃棄物管理を含む

建設コンサルタント関係資格（2）

資格名	業種													
	河川砂防及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道 路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	土 質 及 び 基 礎	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト	建 設 環 境	
技術士補														
23. 建設部門		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24. 上下水道部門				2	2					2				
25. 農業部門						2								
26. 森林部門							2							
27. 水産部門								2						
28. 機械部門				2	2									
29. 電気電子部門				2	2									
30. 衛生工学部門				2	2									
31. 情報工学部門												2		
32. 応用理学部門										2				
33. 環境部門														2
R C C M														
34. 河川、砂防及び海岸・海洋	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35. 港湾及び空港	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
36. 道路	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37. 上水道及び工業用水道	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
38. 下水道	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
39. 農業土木	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
40. 森林土木	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
41. 水産土木	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
42. 造園	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
43. 都市計画及び地方計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2
44. 土質及び基礎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
45. 鋼構造及びコンクリート	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
46. 建設環境	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
47. 上記以外のR C C M資格	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
その他														
48. 1級建築士（国）				2	2	2			2	3				
50. 測 量 士（国）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
52. 1級土木施工管理技士（国）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
53. 2級土木施工管理技士（土木）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
54. 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）													2	
55. 2級土木施工管理技士（薬液注入）				2	2							2		

建設コンサルタント関係資格（3）

資格名	業種													
	河川砂防及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道	路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都市計画及 び地方計画	土 質 及 び 基 礎	鋼構造及び コンクリート	建 設 環 境
56. 1級管工事施工管理技士（国）					2	2					2			
57. 2級管工事施工管理技士（国）					2	2					2			
58. 1級建設機械施工管理技士（国）	2	2	2				2	2	2			2	2	2
59. 2級建設機械施工管理技士（国）	2	2	2				2	2	2			2	2	2
60. 1級造園施工管理技士（国）									3					
61. 2級造園施工管理技士（国）									2					
62. 下水道技術検定1種（準）						2								
63. 下水道技術検定2種（準）						2								
64. 下水道技術検定3種（準）						2								
66. 推進工事技士（大）					2	2	2							
67. 小規模ダム工事総括管理技術者（大）	2						2	2						
68. ダム工事総括管理技術者（大）	2													
69. 地すべり防止工事士（大）	2			2				2						
70. 基礎施工士（大）		2	2	2	2	2	2	2	2		2			
71. コンクリート主任技士（民）		2	2				2	2	2				2	
72. コンクリート技士（民）		2					2		2					
73. 土木用コンクリートブロック技士（大）		2					2		2					
74. 第1種電気主任技術者（国）					2	2								
75. 第2種電気主任技術者（国）					2	2								
76. 第3種電気主任技術者（国）					2	2								
77. 環境計量士（国）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
78. エネルギー管理士（国）						2								2
79. ①公害防止管理者水質関係第1種（国）	2					2	2							2
79. ②公害防止管理者水質関係第2種（国）	2					2	2							2
80. 伝送交換主任技術者（国）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
81. 線路主任技術者（国）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
82. 土地区画整理士（国）							2			3				
83. 畑地かんがい技士							2							
84. 農業集落排水計画設計士							2							
85. 農業土木技術管理士							2							